第3回

嘉麻市学校施設整備審議会

資料

平成30年2月28日(水)

審議経過について

≪施設整備の方法について(提案)≫

学校施設の整備を行うにあたっては、多額の財政負担を要することとなるため、有利な財源を最大限活用し計画的・効率的な施設整備が必要です。

- ①平成21年度に作成した基本計画に則り、大規模改修を中心に施設整備を実施し、耐用年数経過時点で改築方法を再検討する。
- ②基本計画の見直しを行い、大規模改修から改築による施設整備へ変更する。ただし、学校数は既存学校数を維持する。
- ③基本計画の見直しを行い、大規模改修から改築による施設整備へ変更する。ただし、小学校と中学校を一体型校舎とする。

小中一体型校舎 小学校と中学校

小学校と中学校が同じ校舎を 使用し、小中が連携して教育 活動を実施。

※小中一貫校とは9年間を通じ 小中共通カリキュラムを実施。

≪施設経過年数・現状について≫

- ⇒平成45年から平成54年までの10年間に改築対象校が集中(8校)している。
- ⇒大規模改修を控えている学校については、改修費を抑えてきている。(老朽化は進行している。)
- ⇒碓井中学校が土石流による警戒区域に指定されている。
- ⇒現在、施設の改修を中断している学校もあるため、今後の施設整備の方向性については早々に判断しなければならない状況がある。
- ⇒施設の老朽化等の実態から、児童生徒の安心安全を確保するためにまずできることは、有利な財源を使って効率的な施設整備を行うこと。

≪改築・維持管理費について≫

- ⇒同じ地区に重複して経費をかけることのないようにしてほしい。人口減少により厳しい財源を考慮していくと、中学校区で1中1小に集約していくことも必要ではないか。
- ⇒様々な財政措置を考えながら、市の負担にならないよう効率的に取り組んでほしい。
- ⇒小中一体型に対し地域の方がどう思われるのか、経済的な面では非常に有利であるが、地域の実情・学校に対する考え方等にも地域差があると思う。
- ⇒建築費用の問題も分るが、学校の施設整備に一番大切なことである教育的な視点を考えなければならないと思う。
- ⇒施設整備による施設数削減だけを見るとネガティブに感じるかもしれないが、施設整備で削減した分を教育面(ソフト面)に配分できるメリットも考えられる。

≪施設整備方法について≫

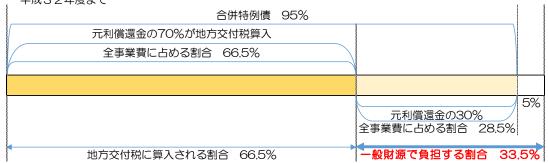
- ⇒人口減少も進行しているが、今後の学校整備をどう考えていくのか
- ⇒出来る限りそれぞれの地域の中で育んでいける学校を残し、地域(旧市町)を超えて移設(統廃合)することは回避してほしい。
- ⇒現中学校区に何らかの形で学校を残していきたい。子どもは学校だけでは育たない。地域、家庭など多くのコミュニティの中で成長していくもの。
- ⇒地域コミュニティにとっては学校の有無は大きな問題であると思う。地域の中に学校を残していくことが必要であり、それが一体型校舎でも学校が残ることが大事だと思う。
- ⇒年齢による発達段階があるため、社会性やコミュニケーション能力を養うためにも、集団で切磋琢磨しながら学習や協力をすることが大切である。
- ⇒熊ヶ畑小はまさに地域に開かれた学校であり、地域コミュニティの拠点となっている。また、小規模特認校に認定されており、今後の取り扱いをどう考えていくのか議論が必要。
- ⇒9年間同じメンバーで同じ校舎に通うのは、子ども達にとって刺激が少ない印象がある。
- ⇒一体型校舎を整備することで、小中連携が強化される(英語の小学校導入にあたり中学校の英語科教員の授業が可能・小中の教員間の連絡調整がスムーズになる等)ことによる 教育的メリットは大きい。
- ⇒意見があまり偏ってしまうのは怖さがあると思う。それぞれの学校に良い面があると思うので、それも見ながら進めてほしい。
- ⇒一貫校ではなく一体型としている点は良い点と思う。学校現場では、小中それぞれ多岐にわたる相違点があるため、いきなり一つの組織になることは難しい。まず一体型として 連携を強化していくことから始めていきたい。
- ⇒まずは嘉麻市としての施設整備の方向性を定め、各校区毎の案件についは、個別に検討していく方向で整理してはどうか。

地方債別一般財源負担比率比較

資料12

合併特例債

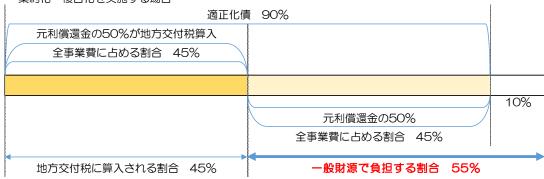
平成32年度まで



公共施設等適正管理推進事業債(適正化債)

平成33年度まで

集約化・複合化を実施する場合



過疎対策事業債(過疎債)

平成32年度まで



※合併特例債とは

市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、地方単独事業及び 国庫補助事業の地方負担額にも充当できる。(平成32年度まで)

各市町村の発行限度額まで発行することが可能

※公共施設等適正管理推進事業債とは

公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進し、 その適正配置を図ることを目的とする。(平成33年度まで)

●計画額の推移(H27年度新設)

H27:410億円 ⇒ H28:1,130億円 ⇒ H29:3,150億円

※過疎対策事業債とは

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町 村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に発行が 認められている。

国の予算内で配分されるため、確実に発行できる保証はない

学校施設整備(新増築・改築)に係る国庫補助メニュー

	補助メニュー	補助対象	補助率	整備資格面積	該当の有無
負担金	小中学校等校舎(屋内運動場)の新増築	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築	1/2	整備資格面積二必要面積 — 保有面積	×
	小中学校等の統合校舎等の新増築	小学校・中学校等を適正規模にするため統合し必要と なった校舎等の新築又は増築	1/2	整備資格面積=必要面積 — 統合学校の保有面積	Δ
交付金	危険建物の改築	構造上危険な状態にある学校建物の改築に要する費用 (耐力度点数が基準点に満たないもの RC造4500点)	1/3	改築面積=必要面積又は保有面積の少ない方 一 保有面積のうち危険でない面積	Δ
	不適格建物の改築	教育を行うのに著しく不適当な建物で特別の事情があるものの改築 (必要面積の50%以上が耐震力不足、危険建物などの場合)	1/3	必要面積の50%以上が危険改築等に該当し、木造若しくは非木造10年以上で教育機能上改築がやむを得ないもの	Δ